

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

（令和 6 年 11 月 〇 日
建築物のライフサイクルカーボン削減
に関する関係省庁連絡会議議長決定案）

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議の開催について
（令和 6 年 11 月 11 日関係省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、建築物のライフサイ
クルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指
定する。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
	金融庁企画市場局企業開示課長
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
	林野庁林政部木材産業課長
	経済産業省イノベーション・環境局環境政策課 G X 推進企画 室長
	経済産業省製造産業局総務課長
	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギ ー課長
	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長
	国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
	国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長
	国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室長
	国土交通省住宅局参事官（建築企画）
	環境省地球環境局地球温暖化対策課長